

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2015-08  
April 29, 2015

### 新たな連結基準—アップデート版

#### 新たな FASB ガイダンスが早期適用を許容

#### 目次

背景 .....	1
主な規定 .....	2
適用範囲 .....	3
変動持分の決定 .....	4
事業体の変動持分事業体に 該当するかどうかの判断...	11
変動持分事業体モデル .....	18
議決権持分モデル .....	25
開示 .....	26
発効日および経過措置 ...	27

#### 要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2015 年 2 月 18 日、現行の連結ガイダンスを修正する最終基準を公表しました。この修正は、変動持分事業体 (VIE) と議決権持分事業体 (VOE) の両方の連結モデルに影響を与えるものです。修正の適用範囲は広範囲にわたり、すべての企業に適用されます。事業体をこれまでと異なる連結モデルで判定する必要があるため、過去の連結の結論が変更される可能性があります。

本基準は、公開会社には 2015 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度より、また非公開会社には 2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度より適用されます。早期適用は認められます。

**注:** In depth US2015-03 は 2015 年 2 月 26 日に公表され、新たな連結ガイダンスに関する当時の理解に基づき作成されました。本 In depth US2015-08 は、この In depth US2015-03 を置き換えるものであり、FASB との議論を通じて明確となった事項、また PwC が示す追加の検討事項を反映しています。具体的には、本 In depth には VIE モデル全体における関連当事者の持分の考え方についての追加的な情報を記載しています。またジェネラル・パートナーがパワーを有しているかどうか、およびシリーズ型のミューチュアル・ファンドは別個の法的事業体かどうかの評価を巡る議論についても紹介しています。

#### 背景

.1 FASB は、2015 年 2 月 18 日、[会計基準アップデート 2015-02](#)「連結—連結の分析に対する修正」(以下、「本 ASU」) を公表しました。本 ASU は、発効後に、すべての事業体の連結の判定に適用されることとなります。

## PwCの見解

本 ASU が導入する修正は、特定の業種に限定されるものではありません。他の法的事業体に対して変動持分を有するすべての報告企業が、過去の連結の結論を再評価する必要があり、また開示の内容を修正する可能性があるといえます。特に、多くの VIE を有する報告企業や、全面的に新しい連結モデルを連結の評価に適用する必要がある報告企業(例えば、リミテッド・パートナーシップおよび報告企業で、これまで連結ガイダンスの特定の条項について無期限の適用延期の対象となっていた投資会社に対して変動持分を有する多くの事業体)にとっては、この再評価の手続きは時間を要する場合があります。表示および開示のために、適用される可能性のある関係を分析し継続的にモニターするには、システム、プロセスおよび統制の変更が必要となる可能性があります。

.2 本 ASU により、FASB の連結プロジェクトに関する結論が出されました。それは、報告企業のうち、一定の要件を満たす投資会社の属性を伴う法的事業体に対して変動持分を有する企業について、ASU2009-17<sup>1</sup> (旧 FAS167<sup>2</sup>)における VIE ガイダンスの適用を無期限に延期する経過措置を廃止するものです(ASU2010-10<sup>3</sup>)。また本 ASU は、議決権持分事業体の連結モデルも変更しています。

.3 ASU2009-17 の公表前は、VIE の連結ガイダンス(FIN46(R)<sup>4</sup>)に基づき、VIE に対する変動持分をつうじて、報告企業が当該 VIE の大半の期待損失や期待残余利益、またはその両方にさらされている場合には、当該 VIE を連結する必要がありました。ASU2009-17 では、連結の分析が、リスクおよび経済価値に基づくアプローチから、(i) 事業体の経済的業績に影響を及ぼす最も重要な活動を指図するパワー、および(ii) 潜在的に重要な経済性に対するエクスポージャー、を有する組み合わせにより支配を定義するモデルに変更されました。ASU2009-17 の意図せざる結果として、多くのアセット・マネージャーが自ら管理する投資ファンドを連結する必要があり、実務に携わる者(作成者および利用者など)のほとんどが、それについて有用な財務情報を提供するものにはならないと考えました。これにより、FASB は ASU2010-10 を公表し、適用延期の経過措置の要件を満たす事業体に対して、リスク・経済価値アプローチを引き続き適用することを要求しました。

.4 FASB は、適用延期の廃止とリスク・経済価値アプローチの削除という明示的な目的のために、連結モデルの変更を検討するプロジェクトに着手しました。FASB は、2011 年の後半に最初の公開草案を公表しました。本草案では、事業体への変動持分を有する意思決定者に対して、その意思決定の権限が本人と代理人のどちらの立場で用いられているのかを判断するための別個の分析を実施することとしていました。通常、本人であれば事業体を連結し、代理人であれば事業体を連結しないこととなります。

.5 利害関係者から受け取ったコメント・レターによるフィードバックに対応するため、2011 年に公表された公開草案では多くの変更が行われました。最も顕著な変更は、FASB が本人か代理人かの別個の分析を要求することをやめ、代わりに、その分析の基礎となる概念を VIE モデルの全体を通じて組み込むことを選択したことです。また FASB は、VIE モデルと VOE モデルとの間で参加権の定義を整合させる提案も取り下げました。

## 主な規定

.6 本 ASU では、連結モデルを適用する際の通常の手順の変更は行っていません。他の法的事業体に対して経済的持分を保有している、または関与している(「変動持分」を有する)報告企業は、最初に VIE モデルを適用するかどうか、また適用する場合は VIE モデルにおける支配的財務持分を有しているかどうかを判断する必要があります。連結評価の対象となる事業体が VIE に該当しない場合は、報告企業が当該事業体を連結しなければならないかを判定するために VOE モデルを適用する必要があります。連結評価の対象は法的事業体に限定されるため、法的事業体が存在するかどうかの決定が重要となります。事業体が法人化

<sup>1</sup> 会計基準アップデート(ASU)2009-17「連結(Topic 810):変動持分事業体に関連する企業による財務報告の改善」

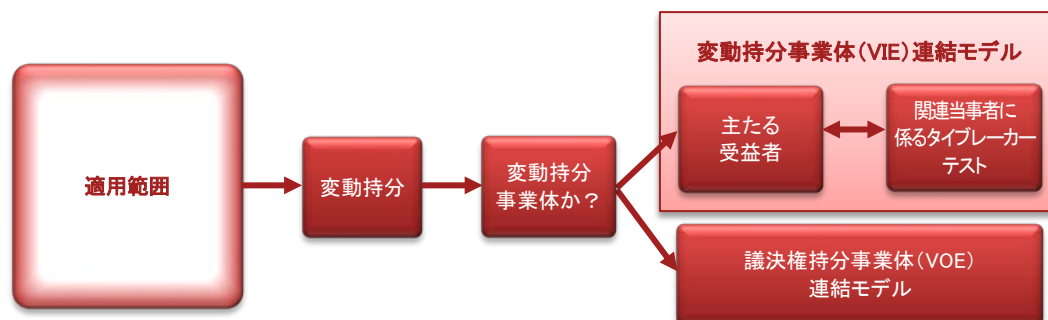
<sup>2</sup> FASB 基準書(FAS)第 167 号「FASB 解釈書第 46 号(改訂)の改訂」、FASB-ASC810「連結」

<sup>3</sup> 会計基準アップデート(ASU)2010-10「連結(Topic 810):特定の投資ファンドに係る修正」

<sup>4</sup> FASB 解釈書(FIN)第 46 号(2003 年 12 月改訂)「変動持分事業体の連結」

されている場合はその存在が明らかが多いのですが、法人化されていない構造であっても法的事業体にはなり得るため、その決定には判断が必要となる可能性があります。本 ASU は新たな設例を含んでおり、そこでは法的事業体の決定が判断を要する性質のものであることを明示しています(詳細は、56 項から 59 項を参照)。

### 適用範囲



### マネー・マーケット・ファンド

.7 本 ASU では、既存の適用範囲の例外を削除または修正していません。ただし、特定のマネー・マーケット・ファンドに関連した、新たな適用範囲の例外を設けています。本連結ガイダンスは、1940 年投資会社法の規則 2(a)-7 に従って米国証券取引委員会 (SEC) に登録しているマネー・マーケット・ファンド (SEC 登録マネー・マーケット・ファンド) および「類似した」未登録マネー・マーケット・ファンドには適用されないこととなります。この適用範囲の例外は、アセット・マネージャーによるマネー・マーケット・ファンドの連結が意思決定に有用な財務情報を提供する結果にはならないという、財務諸表の利用者および作成者の懸念に応えるものです。

.8 この適用範囲の例外は、投資者、スポンサー、アセット・マネージャー、および他の持分保有者を含む、SEC 登録マネー・マーケット・ファンドおよび類似した未登録マネー・マーケット・ファンドに対する持分を保有するすべての報告企業に適用されます。持分保有者が VIE または VOE のどちらの連結モデルを用いる場合であっても、これらのファンドの連結を判定する必要はないといえます。報告企業には、財務的支援に関する新たな開示の提供が求められることとなります(詳細は、86 項を参照)。

#### PwC の見解

適用範囲の例外の適用が決定されると、VIE の開示に係る要求事項は適用されないことになるため、ファンドの運用会社は、変動持分となる意思決定者への報酬を有しているかどうかを決定する必要はないこととなります。ただし、この適用範囲の例外の対象となるファンドに関与している報告企業は、明示的な変動持分を有しているかどうかにかかわらず、特定の開示を提供することが要求されます。これらの開示は、VIE の変動持分を有する報告企業に要求される開示の一部であるため、開示に伴う煩雑さはかなり低減されます。

.9 FASB は、再審議の過程で、VIE モデルの修正により、スポンサーが SEC 登録マネー・マーケット・ファンドを連結しない結果が生じることを認識しました。具体的には、管理手数料の権利放棄や公正価値を上回る価格での有価証券の購入などを通じて、ファンドが「額面割れ」することを防ぐためにスポンサーが提供した財務的支援により、特有の問題が生じており、これは VIE モデルの修正では解決できるものではありませんでした。FASB は、意図せざる結果を他の事業体にもたらすことなく利害関係者の懸念に対応する最も有効な方法は、適用範囲の例外を設けることだと最終的に決定しました。

.10 SEC 登録マネー・マーケット・ファンドと類似した方法で運営されている未登録のマネー・マーケット・ファンドも、適用範囲の例外の対象となります。未登録のマネー・マーケット・ファンドが SEC 登録マネー・マーケット・ファンドに類似しているかどうかの決定には判断が必要となります。SEC 登録マネー・マーケット・ファンドには、(個別の有価証券およびポートフォリオの平均的な満期と比較すると)短期間で最小限の信用リスクを有する事業体が発行した有価証券への投資が求められます。さらに SEC 登録マネー・マーケット・ファンドは、信用リスクおよび分散投資に関連した制限の対象にもなります。

.11 ファンドが SEC 登録マネー・マーケット・ファンドと類似した方法で運営されているかどうかを評価する際に、未登録マネー・マーケット・ファンドの目的や設計、ならびにリスク(発生後に持分保有者に転嫁されるように設計されているリスク)について検討する必要があります。この決定を行う際は、特にファンドのポートフォリオの質、満期、および分散状況について考慮する必要があります。また、ファンドの構造と意図した結果も、考慮すべき関連要因となる場合があります。

**付録 1: SEC 未登録マネー・マーケット・ファンドが SEC 登録マネー・マーケット・ファンドに類似しているかどうかを評価する際のポイント**

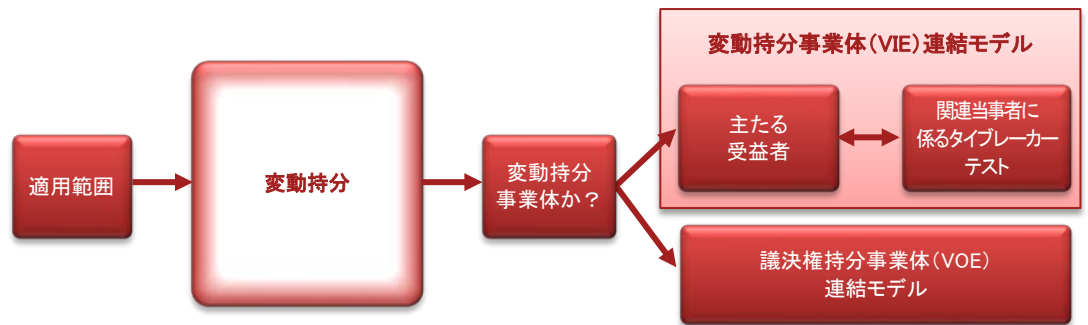
特徴	説明
ポートフォリオの質	当該ファンドは、SEC 登録マネー・マーケット・ファンドが保有するものと類似した信用リスクを有する優良かつ短期の有価証券に投資しているか。
ポートフォリオの満期および分散状況	当該ファンドの、(1) 適格投資の信用の質、(2) ポートフォリオの分散状況、(3) 適格投資の最大満期、および(4) ポートフォリオの平均的な満期に関する目標は、SEC 登録マネー・マーケット・ファンドの目標と整合しているか。

**PwC の見解**

SEC 登録マネー・マーケット・ファンドと類似した方法で運営されている未登録マネー・マーケット・ファンドは、現行では無期限の適用延期の対象となっています。これらの未登録マネー・マーケット・ファンドは、適用範囲の例外に適格な場合もあれば適格でない場合もあります。未登録マネー・マーケット・ファンドのスポンサーは、本 ASU のガイダンスに基づき、それぞれの未登録マネー・マーケット・ファンドが実際に SEC 登録マネー・マーケット・ファンドに類似しているかどうかの判定を評価し文書化する必要があるといえます。

**変動持分の決定**

.12 本 ASU では、VIE モデルを適用する際の通常の手順は変更されていません。報告企業は、最初に、連結評価の対象となる法的事業体が変動持分を保有しているかどうかを決定します。報告企業が変動持分を保有している場合、(a) その事業体が VIE に該当するかどうか、および(b) 事業体が VIE に該当する場合には報告企業が VIE の主たる受益者かどうかについて決定しなければなりません。報告企業は、事業体が VIE に該当するかどうかの分析を行うこととなりますが、そのタイミングは、最初に事業体に関与することになったときであり、その後は所定の再検討すべき事象のいずれかが発生したときとなります。一方、誰が事業体の主たる受益者であるかの分析については、継続的な評価として行われることとなります。



.13 本 ASU では、変動持分の定義は変更されていません。変動持分は引き続き、報告企業に他の事業体の経済的リスクまたは経済価値に対する権利をもたらす経済的な取決めとして定義されています。報告企業が事業体に対して借入や資本持分を保有している場合など、事業体の変動持分を有していることが明らかなる場合もありますが、そうでない場合は、持分の性質（例えば、契約）により、変動持分が存在しているかどうかを決定するために判断が必要となる可能性があります。事業体の純資産における公正価値の変動を吸収する持分のみが、変動持分とみなされます。

.14 法的事業体の株主または統治機関が、契約上の取決めを通じて、その事業体の活動に係るすべて、または特定の意思決定を外部に委託している場合、意思決定者またはサービス提供者は、報酬に関する取決めが変動持分として適格かどうかを決定するための評価を行わなければなりません。現行では、意思決定者への報酬に関する取決めが ASC 810-10-55-37 の 6 つの要件すべてを満たす場合、変動持分には該当しません。この決定には判断が必要であり、すべての関連する事実や状況を考慮する必要があります。

.15 本 ASU では、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当するかどうかを判断する際に考慮すべき 6 つの要件のうち、3 つを削除しています。引き続き考慮すべき 3 つの要件は付録 2a に記載のとおりであり、このすべての要件を満たす場合、報酬に関する取決めは変動持分に該当しないことになります。

**付録 2a: 意思決定者またはサービス提供者に支払われた報酬が変動持分に該当するかどうかを決定する要件 (ASC 810-10-55-37) のうち、引き続き考慮すべき要件**

参照記号	要件
A	当該報酬は、提供したサービスに対する報酬であり、それらのサービスを提供するために必要な労力の水準に見合っている。
C	意思決定者またはサービス提供者は、VIE に対する他の持分のうち、個別もしくは合算して、VIE の予想損失の軽微な金額を超えるものを吸収する持分、または VIE の予想残余利益の軽微な金額を超えるものを受領する持分を保有しない。
D	当該サービスに関する取決めには、類似したサービスに関する独立第三者間で交渉される取決めにおいて、商慣習として示されている契約条件または契約金額のみが含まれる。



.16 本 ASU が削除した 3 つの要件は、以下のとおりです。

**付録 2b: 意思決定者またはサービス提供者に支払われた報酬が変動持分に該当するかどうかを決定する要件(ASC 810-10-55-37)のうち、削除された要件**

参照記号	要件
B	ほとんどすべての報酬が、仕入債務などの VIE の通常の活動過程で生じる VIE の他の営業負債と比べて、同レベル以上の優先度を有する。
E	予想される報酬の合計金額が、VIE の予想される経済的業績の合計金額に比べて軽微である。
F	予想される報酬は、VIE の予想される経済的業績に伴う変動性の軽微な金額を吸収すると見込まれる。

**PwC の見解**

これまで意思決定者への報酬に関する多くの取決めは、今回削除された 3 つの要件により、変動持分とみなされてきました。そのため、本 ASU により、変動持分とみなされる報酬に関する取決めは減少すると見込まれます。特に、業績に基づく要素を伴う報酬に関する取決めで、「軽微な金額を超えるもの」(すなわち、報酬の相対的な規模(金額)や変動性が事業体にとって重要である場合)、または報酬のすべて、もしくは一部が他の持分に劣後する場合(すなわち、事業体の通常の営業負債が決済された後に支払われる場合)、本 ASU では変動持分に該当しない可能性があります。報告企業の意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分として適格ではない場合、また報告企業が事業体に対して他の変動持分を保有していない場合は、VIE モデルに基づき事業体の連結評価を追加で行うこと、または VIE に関する開示の適用可能性を検討することは求められないといえます。報告企業は、自らの報酬に関する取決めは変動持分に該当しないものの、事業体に対して他の重要ではない変動持分を有している場合は、依然として、開示のために当該事業体が VIE に該当するかどうかを判断する必要があります。報告企業が非連結の VIE に対する変動持分を有する場合の開示に係る要求事項は、PwC の [Financial Statement Presentation Guide](#) の 18 章(訳者註: 英文のみ)をご参照ください。

.17 前述の付録 2a のとおり、この新たな分析では、変動持分に該当しないこと判定する要件として、意思決定者への報酬に関する取決めが独立第三者間取引であり商慣習としての契約条件を含んでいること(「市場価値による」-上記付録 2a の D を参照)、および提供したサービスの公正価値を表していること(「サービスに見合っている」-上記付録 2a の A を参照)が引き続き含まれることになります。本 ASU では、報酬の規模(金額)は、それ自体では報酬に関する取決めが市場価値ではなく、またはサービスに見合っていないことを意味するのではないとしています。

.18 報告企業は、報酬に関する取決めが市場価値によるものでサービスに見合っているかどうかを判定するために、他の第三者である意思決定者が関与した同一または類似したサービスに対する外部報酬に関する取決めを検討する必要があります。ただし、比較可能な取決めがないことが、必ずしも報酬に関する取決めが市場価値ではなく、またサービスに見合っていないことを意味するわけではありません。例えば、評価対象となる取決めが新たな製品や戦略あるいは新サービスの提供を含んでいる場合は、比較可能な取決めが存在しない可能性があります。

## PwC の見解

意思決定者への報酬に関する取決めについて、(1) 事業体が実質的な第三者の投資者によって保有されている場合、および(2) 意思決定者が事業体の他の投資者が保有する変動持分に比べて、固有の(報酬に関する取決めを上回る)他の変動持分を保有していない場合は、当該取決めは市場価値によるものでサービスに見合っていると推定されると考えられます。事業体に実質的な第三者の投資者がいないか、または意思決定者が他の固有の変動持分を保有している場合は、報酬に関する取決めが市場価値によるものでサービスに見合っていると推定するのは不適切であり、追加の分析が必要になると考えられます。

比較可能な報酬に関する取決めの存在が、その報酬に関する取決めが市場によるものでサービスに見合っていることを、必ずしも意味するとは限りません。意思決定者が事業体の残余利益のほとんどすべてを獲得できるという報酬に関する取決めは、特定の組織では一般的であり、市場価値によるものでなくサービスに見合っていない可能性があります。このような取決めの例として、医師診療の管理を行う事業体、特定のテレビ/ラジオ放送の組織、外国株保有の制限法域にある事業体などがあります。本 ASU には、これについて説明する新たな設例が含まれています。

.19 他の報酬に関する取決めのうち、報告企業を損失の主要なリスクにさらすものは、市場価値によるものでありサービスに見合っているかどうかの評価から除外され、変動持分とみなされることになります。例えば、企業の未払負債または流動性の保証に関する取決めに係る報酬、企業の営業損失に対する資金拠出義務に係る報酬、または変動性を吸収するデリバティブに関連した報酬に関する取決めは、依然として変動持分とみなされることになります。FASB は、資産運用に係る報酬に関する取決めを、他の報酬に関する取決めとは異なるものとみなしています。これは、アセット・マネージャーの下方へのエクスポージャー(損失の下限)が、回収した報酬が予想を下回るというリスク(すなわち、機会費用)に限定されるためです。これとは対照的に、報告企業が既存の投資により損失を負う可能性がある場合、または事業体もしくは他の投資者の損失に対して資金拠出が必要な場合、報告企業は損失の主要なリスクに晒されています。

.20 本 ASU は、意思決定者が保有する他の経済的持分(「他の経済的持分」— 上記付録 2a の C を参照)の水準を検討する要件を維持しています。事業体の他の変動持分を保有することにより、意思決定者が軽微な金額を超える変動性を吸収する場合は、意思決定者への報酬に関する取決めは変動持分に該当することになります。さらに、この評価では特定の関連当事者の持分を考慮する必要もあります(詳細は、23 項から 28 項を参照)。意思決定者が有する他の持分の合計が軽微な金額を超える変動性に晒されるかどうかの評価は、引き続き定性的かつ定量的なものであり、判断が必要であるといえます。

.21 意思決定者が、事業体の軽微な金額を超える予想変動性を吸収する他の経済的持分を(関連当事者を通じて直接的または間接的に)保有していない場合で、かつ、報酬に関する取決めが市場価値によるものでサービスに見合っている場合は、この報酬に関する取決めは変動持分には該当しないことになります。

### PwC の見解

FASB の考えは、要件の減少に反映されており、市場価値によるものでサービスに見合った報酬を有する意思決定者は、報酬の相対的な規模(金額)や変動性にかかわらず、また、報酬が劣後性を有しているか、もしくは残価に類する特徴を有しているという事実にかかわらず、依然として代理人としての立場で活動を行うことができるというものです。

本 ASU は、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当する結果をもたらすことの多い3つの要件(付録 2b を参照)を削除することによって、報酬が市場価値によるものでサービスに見合っているかどうかという点に焦点を当てています。これまでは、今回削除された要件のいずれかを満たさないために、報酬に関する取決めが変動持分に該当するケースが多くありました。

### 関連当事者の持分 — 新たな「間接」持分という概念

.22 現行では、意思決定者は、「他の経済的持分」の要件を評価する際に、関連当事者が保有するすべての経済的持分を含めています。報告企業が適用延期の対象であるかどうかにより、従業員または従業員給付制度の持分が除外される場合があります。従業員または従業員給付制度の持分を他の持分と一緒に含めると、これらの持分が軽微な金額を超えるものとなるケースが多くなります。

.23 間接持分という概念を適用するため、関連当事者との関係を、共通支配下にある関連当事者に対するものと、共通支配下でない関連当事者に対するものとに区分する必要があります。

#### 共通支配下でない関連当事者

.24 本 ASU では、意思決定者への報酬が変動持分に該当するかどうかを判定する際に、関連当事者の持分を考慮する範囲を制限しています。関連当事者が意思決定者と共通支配下でない場合、関連当事者の持分は他の経済的持分の要件に含まれます。このような状況では、意思決定者は関連当事者に対する直接的な経済的持分を有する必要があり、したがって、連結評価の対象となる事業体の経済的持分を有する必要がありますといえます。意思決定者は、この要件を適用する際に、事業体に対する間接的な経済的持分のうち有効な比例持分を、直接的に保有しているかのように含めることになります。

### PwC の見解

「間接持分」という用語は、間接的な「変動」持分を意味するものとして用いられていると考えられます。意思決定者は、間接持分を保有するために、関連当事者に対して直接的な変動持分を有する必要があり、連結評価の対象となる事業体に対して直接的または間接的な変動持分を有することになります。例えば、変動持分に該当しない報酬に関する取決めを関連当事者と締結している報告企業は、その報酬に関する取決めを通じて保有する持分を間接持分とみなす必要はないといえます(関連当事者に対して他の変動持分を保有していないと仮定した場合)。これは、変動持分に該当しない関連当事者との報酬に関する取決めが、連結評価の対象となる事業体との間に直接的に存在する報酬に関する取決めと比べて、分析上、より重要な要素になることは直感に反しているという考えに基づきます。

.25 この間接持分という概念の説明のため、意思決定者が関連当事者に対して資本持分30%を自ら保有し、関連当事者が事業体に対して持分投資の60%を保有する場合を考えます。意思決定者への報酬に関する取決めは、市場価値によるものでサービスに見合っており、意思決定者と関連当事者は共通支配下にはないと仮定します。この場合、意思決定者は、意思決定者が保有する他の経済的持分の重要性を評価する際に、事業体に対する有効で間接的な資本持分18%(すなわち、投資先に対する持分30%×投資先の事業体に対する保有持分60%)を、直接的な変動持分であるかのように扱うことになります。



### PwC の見解

この要求事項は単純に見えますが、次のような場合には、分析はより複雑になります。それは、保有する経済的持分が、意思決定者が関連当事者に対して、または関連当事者が連結評価の対象となる事業体に対して保有する「通常の (plain vanilla)」普通株式とかい離している場合です。例えば、意思決定者が関連当事者に対して転換優先株式による持分投資を保有し、その関連当事者が連結評価の対象となる事業体に対して負債性投資を保有している場合などが挙げられます。

企業は、報告企業が保有する VIE に対する間接持分の変更を識別するための、システム、プロセス、および統制を導入する必要があるといえます。投資者や投資金額が継続的に変動する事業体では、間接持分の割合の変更が頻繁に生じる可能性があります。例えば、関連当事者である投資者がファンドに対して有する持分は、新規投資の実行や第三者による持分の償還が生じるたびに、絶えずその持分が変動する可能性があります。

### 共通支配下にある関連当事者

.26 意思決定者と関連当事者が共通支配下にある場合、共通支配下にある関連当事者の経済的持分全体を意思決定者に帰属させる必要があります。FASB スタッフとの議論により、我々は、意思決定者が関連当事者に対する変動持分を有しているかどうかにかかわらず、この意思決定者への帰属は生じるものと理解しています。場合によっては、これにより意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当することになる可能性があります。

.27 共通支配下にある関連当事者が保有する持分(直接持分および間接持分)をすべて含める方法は、主たる受益者の評価に際してこのような持分を検討する方法(直接持分のみ)とは異なります。詳細は、71 項から 72 項、さらにこの相違点を説明する設例をご参照ください。

.28 意思決定者の従業員または従業員給付制度が、連結評価の対象となる事業体の変動持分を保有している場合があります。ただし、このような持分は、VIE ガイドンスの適用を回避するために使用されている場合にのみ、間接持分の評価に含まれることになります。

### PwC の見解

本 ASU では、意思決定者が従業員や従業員給付制度を通じて間接持分を有しているかどうかを評価する際に、意思決定者が資金を拠出した持分の一部を間接持分とみなす必要があるかどうかを明確には規定していません。これは、主たる受益者の分析に関するガイドンスで、意思決定者が資金を拠出した従業員持分のうち有効な部分を、間接持分として評価の対象に含める必要があると明確に規定しているのとは異なります(68 項を参照)。通常の事業過程において、従業員や従業員給付制度が保有する持分について意思決定者が資金を拠出している場合には、このような持分を他の経済的持分の要件から除外する必要があると考えられます。

意思決定者が、事業体の設計の一部として、従業員または従業員給付制度が保有する持分の資金を拠出しており、その資金拠出が通例でない、または過去の慣行と一貫していない場合、このような取決めは、連結の規則を回避する取組みを示している可能性があると考えられます。事実および状況により、その取決めが主に会計上の望ましい結果を達成するよう仕組まれていることが示される場合、このような持分は、他の経済的持分の要件の目的上、意思決定者に帰属させる必要があると考えられます。これは、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当するという結果をもたらす可能性があります。

## リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーに対して支払われる報酬の評価

.29 多くのリミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーが管理するように設計されています。ほとんどの場合、ジェネラル・パートナーは、パートナーシップに提供するサービスと交換に、将来において報酬を受け取る権利を得ます。ジェネラル・パートナーに支払われる報酬額は、パートナーシップの運営の性質および保有資産の種類によって異なります。ジェネラル・パートナーは、通常、資本持分を通じた配分として、その報酬の一部を受け取ります。

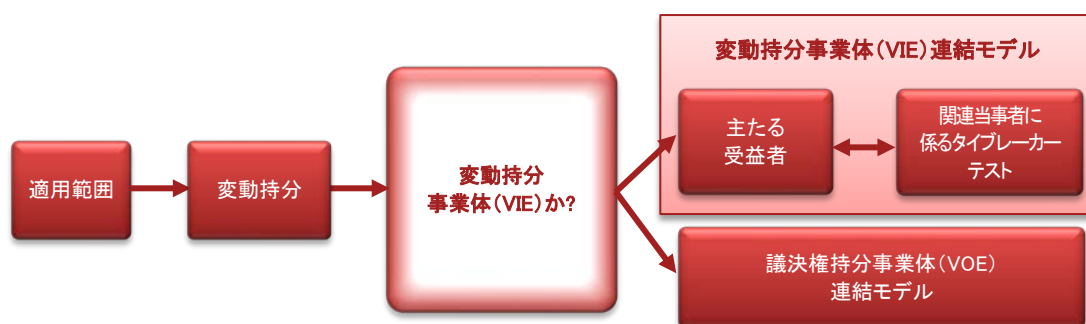
.30 ジェネラル・パートナーがパートナーシップに対して投資を行っており、提供したサービスと交換に報酬を受け取る場合は、意思決定者への報酬と持分投資という、別個の 2 つの持分を有しているとみなす必要があります。パートナーシップが VIE かどうかを評価する前に、ジェネラル・パートナーは最初に、意思決定者の報酬が変動持分かどうかを判定しなければなりません。

.31 15 項から 21 項に記述した分析と整合的に、ジェネラル・パートナーは、(1) 当該報酬に関する取り決めが市場価値によるものでありサービスに見合っているかどうか、および(2) 軽微な金額を超える他の経済的持分を(直接的または間接的に)保有しているかどうか、を判定しなければなりません。この分析では、ジェネラル・パートナーの持分投資(すなわち、パートナーシップに対する比例的資本持分)、およびジェネラル・パートナーが保有する間接持分を考慮する必要があります。ジェネラル・パートナーが、無限責任から自らを分離するために必要な措置を行っていない場合(すなわち、ブロッカー・エンティティを通じて持分を保有していない場合)、他の経済的持分の要件の目的上、損失への無限のリスクに対するジェネラル・パートナーのエクスポージャーを検討する必要があります。

.32 前述の要因を検討した後、ジェネラル・パートナーへの報酬が変動持分として適格ではないと判定された場合、ジェネラル・パートナーは代理人の立場で活動しているとみなす必要があります。ジェネラル・パートナーは、代理人として活動しているため、経済的業績に最も重要な影響を与えるリミテッド・パートナーシップの活動を指図するパワーを有することはできません。すなわち、ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップを連結しないことになります。ただし、他の変動持分については VIE に関する開示を求められる可能性があります。報告企業が非連結の VIE に対する変動持分を有する場合の開示に係る要求事項の概要は、PwC の Financial Statement Presentation Guide の 18 章(訳者注: 英文のみ)をご参照ください。

.33 一方、報酬が変動持分に該当すると判定された場合は、(1) パートナーシップが VIE に該当するかどうか、および(2) ジェネラル・パートナーが VIE の主たる受益者であるかどうかを判断するために、追加の分析が必要となります。

## 事業体の変動持分事業体に該当するかどうかの判断



.34 本 ASU は、ASC 810-10-15-14 で規定している VIE の主な 5 つの特徴を維持しています。報告企業は、現行基準と同様に、変動持分を保有する事業体が ASC 810-10-15 で規定している VIE の適用範囲の例外規定のいずれにも適格ではない場合、当該事業体が VIE に該当するかどうかを決定する必要があります。

.35 本 ASU は、特にリミテッド・パートナーシップと類似した事業体(例えば、取締役会に反対する経営幹部が統治する有限責任会社)に対して、別個の異なる分析を導入しています。さらに本 ASU は、リミテッド・パートナーシップに該当しない報告企業が、リスクに晒されている持分保有者が ASC 810-10-15-14(b)(1) に従って意思決定権を喪失しているかどうかを判定する方法を変更しています。

### リミテッド・パートナーシップと類似した事業体に対する別個の要求事項

.36 本 ASU は、リミテッド・パートナーシップと類似した事業体にのみ適用する新たな要求事項を導入しています。この要求事項は、法人と比べて、リミテッド・パートナーシップに特有の目的や設計に基づいて追加されました。また、リミテッド・パートナーシップに「類似している」と判定された事業体も、この新たな要求事項の適用対象となります。例えば、前述のように、一部の有限責任会社は法人よりもむしろリミテッド・パートナーシップに似ている可能性があります。

#### PwC の見解

事業体を法人として評価するか、または新たな要求事項の対象となるリミテッド・パートナーシップとして評価するかの決定には判断が必要となり、これは現行の実務と首尾一貫しています。一部のリミテッド・パートナーシップは現在、法人として評価されており、これは投資者が選出した取締役会によりジェネラル・パートナーの持分が権利確定するなど、法人に似た統治構造を有していることによります。

本 ASU では、有限責任会社などの事業体がリミテッド・パートナーシップに類似しているか、もしくはそれと同等の機能を有しているかどうかの決定において、事業体の統治構造に引き続き焦点を当てています。実務上は、業務執行社員および個々のパートナーの資本勘定を有する有限責任会社は、通常、リミテッド・パートナーシップとして評価されます。

.37 本 ASU は、リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナー、またはリミテッド・パートナーシップに類似した有限責任会社の業務執行社員に対して、当該パートナーシップが議決権持分事業体であることを立証するためには、少なくとも解任権または参加権を有する必要があるとしています。これらの権利を有する場合、いずれの権利も法人の株主が保有する議決権に類似したものとみなされ、連結評価の対象となる事業体に対するパワーを株主に与えます。リミテッド・パートナーシップは、これらの権利を有する場合でも、他のいずれかの特徴により VIE に該当する場合があります。

.38 本 ASU では、解任権の定義を解任権と清算権の両方が含まれるように修正しています。現行では、清算権は事業体を解散する能力として幅広く定義されています。

.39 パートナーシップや類似した事業体が VIE に該当しないことを立証するためには、解任権は実質的でなければなりません。解任権は、事業体のリミテッド・パートナー（ジェネラル・パートナー、ジェネラル・パートナーと共通支配下にある当事者、およびジェネラル・パートナーのために活動する他の当事者を除く）の単純過半数、またはそれ以下の閾値（すなわち、単一のリミテッド・パートナーと同程度の閾値）の議決によって行使可能である場合にのみ、実質的であるとみなされることになります。下記のような経済的または運営上の障壁が存在する場合は、当該事業体のリミテッド・パートナーに付与された解任権が実質的かどうか疑問が生じる可能性があります。

- 解任権を行使する可能性を低減させる条件
- 解任権の行使が、違約金の対象または運営上の障壁となっている。
- 適格な人員交代が不適切な回数行われる、または意思決定者に支払われる報酬の水準が適格な後任を招くのに不適切である。
- 契約上または法律上の問題により、解任権の保有者が権利を行使できる、または権利を行使するのに必要な情報を入手できる明示的な仕組みがない。

#### PwC の見解

多くのリミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーに対して、パートナーシップの資本総額のうち、1%以上の実質的な投資を行うことを求めています。現行のガイダンスでは、ジェネラル・パートナーが実質的な持分を拠出する場合、当該ジェネラル・パートナーは他の投資者らとグループ化され、これらの持分投資者がグループとして最も重要な活動に対する意思決定権を有しているかどうか判定されます。このような状況では、結果として、通常、リミテッド・パートナーシップは議決権持分事業体に該当し（VIE の他の特徴を満たしていないと仮定した場合）、ASC 810-20 (旧 EITF 04-5) により連結の評価が行われることになります。一方、本 ASU は、ジェネラル・パートナーが提供する持分の水準は考慮せず、代わりにリミテッド・パートナーの議決権に焦点をあてています。

リミテッド・パートナーは解任権や参加権を保有していない場合が多いため、この ASU の修正により VIE とみなされるパートナーシップの数は増加することが見込まれます。

.40 単一または複数のリミテッド・パートナーが保有する実質的な参加権によっても、当該パートナーシップが議決権持分事業体であることが立証されます。そのため、本 ASU は、参加権の定義を VIE モデル上のものと首尾一貫させ、通常の事業過程で行われる重要な財務上および運営上の意思決定を阻止または参加する権利としています。これらの権利が実質的かどうかを判定するための追加のガイダンスは、すでに存在します。

.41 本 ASU では、リミテッド・パートナーが保有する償還権は、解任権や参加権と同等とはみなされません。本 ASU では、個別の投資者がリミテッド・パートナーシップに対して自らの持分の償還を求める能力は、その持分保有者に意思決定者を解任、またはパートナーシップを解散する能力を与えるものとはみなしていません。再審議の過程では、FASB は、償還権の行使が清算につながる（例えば、事業体が償還権を保有する単一の投資者を有している場合）が、まれとは考えられるものの起り得ることを認識しました。

.42 リミテッド・パートナーシップが変動持分事業体であり、ジェネラル・パートナーが「パワー」および「経済性」テスト(52 項を参照)の両方を満たす場合、当該ジェネラル・パートナーが連結を避けるためには、事業体の最も重要な活動のすべてに対する単一の当事者の解任権や参加権が必要となります。すなわち、その権利は一方的に行使可能でなければならず、リミテッド・パートナーの単純過半数のみにより行使可能なものであってはなりません。

## リスクにさらされている持分保有者が、リミテッド・パートナーシップや類似した事業体でない事業体に対する意思決定権を有していないかどうかの判定

.43 意思決定が外部に委託されている場合、リスクにさらされている持分保有者が意思決定権を有していないかどうかの評価を行います。本 ASU はこの評価について修正しました。特に、単一の意思決定者が、事業体の実質的な持分投資とは別個の契約上の報酬に関する取決め(当該投資に組み込まれていないもの)のリスクにさらされている場合で、かつ、その取決めが事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを意思決定者に与える場合には、この修正が適用されます。

.44 FASB は、第三者のファンド・マネージャーに意思決定を委託している SEC 登録ミューチュアル・ファンドについて、単一の当事者による解任権や参加権の欠如により、VIE とみなす必要があるかどうかを検討し、その結果、外部に委託された活動に対する評価方法を修正しました。FASB は、1940 年投資会社法(「1940 年法」)に準拠している SEC 登録ミューチュアル・ファンドについて、これらの株主や取締役会の権利からは、当該事業体は一般的に議決権持分事業体とみなすべきであると考えました。FASB は、SEC 登録ミューチュアル・ファンドの株主が行使可能な権利(直接的、または事業体の独立した取締役会を通じて行使可能な権利)は、通常 VIE に該当しない公開会社の株主が保有する権利と実質的に変わらないと判断しました。

.45 本 ASU は、ファンドの株主が有する権利に焦点を当てており、これらの権利が実質的な場合は、ファンド・マネージャーの裁量および意思決定権の水準を有効に制限するとみなしています。したがって本 ASU は、これらの権利が実質的な場合は、ファンド・マネージャーではなく株主がファンドの最も重要な活動を指図するパワーを有していると結論付けています。

.46 この概念は、SEC 登録ミューチュアル・ファンドについて議論されたものですが、意思決定権を外部に委託している全ての事業体に適用されます。リミテッド・パートナーシップや類似した事業体に対する別個の要求事項の対象ではない事業体にのみ、このアプローチが適用されることになります。

.47 この新たなアプローチは、下記の 3 つのステップに要約することができます。

### **ステップ 1—意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当するかどうかの判定**

.48 意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当しない場合、持分投資者のグループが事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを有することになります。その取決めの性質により、意思決定者は代理人として活動しており、事業体の最も重要な活動に対するパワーを有していないことが示唆されます。そのため、この特徴により当該事業体は VIE に該当せず、ステップ 2 とステップ 3 は適用されないこととなります。報酬に関する取決めが変動持分に該当するかどうかの判定方法の説明は、15 項から 28 項をご参照ください。

#### **PwC の見解**

本 ASU により変動持分に該当する報酬に関する取決めは減少するため、持分投資者は意思決定権を有することになり、一部の事業体は VIE ではなくなる可能性があります。



## ステップ2—株主の権利の評価

.49 本 ASU は、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当する場合、新たなステップとして株主の権利の評価を求めています。適用延期の対象ではない企業に適用される現行のガイダンスでは、単一の当事者が実質的な解任権や参加権を一方的に行使できる場合を除き、リスクにさらされている持分投資は、外部に委託された活動に対して意思決定権を有しているとはみなされません。

.50 本 ASU は、報告企業に対して、単一の当事者が実質的な解任権や参加権を有しているかどうかを判断する前に、リスクにさらされている持分投資の権利を最初に検討することを求めています。株主が実質的な権利を有している場合、事業体は VIE には該当せず、ステップ 3 は適用されないことになります。

.51 一部の権利により、リスクにさらされている持分投資が意思決定のパワーを有していることが示される場合があります。本 ASU にはこれを説明する設例が含まれています。この設例は、シリーズ型のミューチュアル・ファンドについて述べており、取締役や意思決定者を解任および交代させる能力、意思決定者への報酬に関する議決を行う能力を含め、多様な株主の権利があることを示しています。なお、本 ASU の「結論の根拠」では、この概念はすべての事業体に幅広く適用されることを意図したものであると説明しています。

### PwC の見解

FASB は、株主が議決権を有する通常の法人（株主が事業体の最も重要な活動に対する権利を有している法人）と、株主が限定的な権利のみ有しているかまたは何ら権利を有していない事業体とを区別するために、この概念を導入しました。

設例では、決定的な要因となる権利を個別には示していません。これは、そのような権利は特定の事実および状況によるためです。通常、株主は、「集約された」権利により、事業体に対してパワーを行使する能力を与えられることになります。ただし、株主や事業体の取締役会が、意思決定者を解任または交代する能力を有しておらず、その報酬を承認する能力を有していない場合は、このステップ 2 により、持分保有者の意思決定権の欠如が決定付けられる可能性が高くなります。

設例に示されている権利は、これをすべて網羅することを意図していません。そのため、持分保有者が事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを有していないかどうかを判断する際に、他の権利を考慮する必要がある可能性があります。

.52 このような事業体の株主の権利の存在だけでは、当該株主がパワーを有することを示すことにはなりません。報告企業は、事業体の株主がパワーを有しているかどうかを判断する際に、これらの権利が実質的であるかどうかを検討する必要があるといえます。

.53 下記の設例では、ファンド以外がこの概念を適用する場合を説明しています。

### 設例:株主の権利の評価

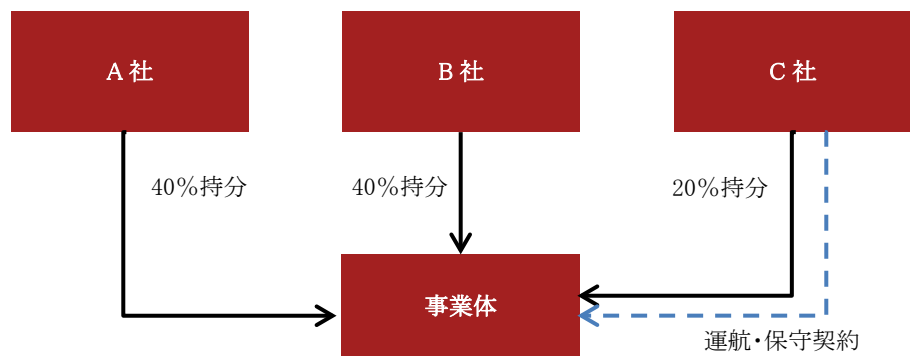
関連当事者ではない 3 社が、輸送船に投資する事業体を設立しました。A 社と B 社は資本持分と交換にそれぞれ 40%を出資し、C 社が他の 20%を出資しています。この事業体は取締役会による監督と権限のもとで運営されています。それぞれの当事者が事業体の取締役会のメンバーを指名する能力を有しており、事業体の利益や損失を各所有持分に依りて配分します。

この事業体の目的、目標、および戦略は、設立時に定められ、設立契約に基づき株主間で合意されています。3 社は、事業体の設立時に投資する特定の輸送船について確認し、共同で合意しています。

取締役会の単純過半数の承認を必要とする決定は多数あり、下記が含まれます。

- 運航・保守管理者の理由なしでの解任と交代
- 運航・保守管理者への報酬の変更
- 新たな船舶の取得
- 既存の船舶の売却
- 事業体の合併または組織再編
- 事業体の清算または解散
- 事業体の設立趣意書および定款の修正
- 事業体の授権普通株式数の増加
- 事業体の定期的な運営や資本予算の承認

C社は、運航・保守契約に基づき、輸送船に係る日常的な運航・保守活動のすべてを行っています。この船舶の運航・保守に関連する意思決定は、事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動と判断されています。C社は、事業体に提供したサービスに対して年間定額報酬を受け取っており、これは市場価値によるものでサービスに見合っています。ただし、C社が当該事業体に対して他の重要な変動持分(資本持分)を有しているため、この報酬に関する取決めは変動持分に該当すると判断されています。



持分保有者のグループは、意思決定権を有していないといえるでしょうか(事業体はVIEに該当するでしょうか)。

#### 分析—現行のガイダンス

持分保有者は、事業体の最も重要な活動を指図するための意思決定のパワーを有していないとみなされるため、当該事業体はVIEに該当するといえます。これは、運航・保守契約(意思決定者への報酬に関する取決め)が変動持分に該当し、C社の持分に組み込まれておらず、また運航・保守管理者としてC社を解任できる単一の持分保有者が存在しないためです。

#### 分析—本ASUに含まれる修正されたガイダンス

本ASUでは、意思決定に係る報酬に関する取決めが変動持分であっても、事業体はVIEに該当しないことになります。取締役会は、事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動に関する意思決定に積極的に関与しています。取締役会は、他の権利の中でも特に、理由なく運航・保守管理者を解雇することでき、またその報酬を承認することができます。取締役会は株主により選出され、株主のために活動しているため、実質的には株主が事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを有しています。



.58 シリーズ型ファンドが法的事業体やVIEに該当するかどうかという論点は、新たなものではなく、現在、それについて実務上さまざまな見解があります。しかし、これらのシリーズ型ファンドの仕組みは、無期限の適用延期の対象となっていたため、それらがVOEもしくはVIEとみなされるかにかかわらず、通常、連結の閾値は同じ(過半数)となっていました。適用を延期する規定の削除によって、これらの仕組みが初めて「パワー」と「経済性」の連結モデル(60項を参照)の対象となる可能性があります。この連結モデルでは、より低い値(潜在的に重要)を連結の閾値として設定しているため、この論点はさらに重要となります。

.59 本ASUのシリーズ型ファンドの設例には、連結の分析において1940年法の対象となるシリーズ型ファンドが法的事業体となる具体的な要因が含まれています。ただしFASBスタッフは、再審議の過程で、これらの要因は国際的なシリーズ型ファンドの仕組みにはない場合が多く、そのため異なる結論に達する可能性があるとして指摘しました。特定のファンドに関連する要因のみを検討する必要があります(例えば、非課税地域にあるファンドにとっては、ファンドに対して別個の税務申告書の提出を求める要求事項は関連性はありません)。

### 付録3: シリーズ型ミューチュアル・ファンドが法的事業体に該当することを示す要因

当該ファンドは自らの投資目標および方針を有している。

当該ファンドは自らの管理契約を有している。

当該ファンドは他のシリーズ型ファンドとは別個に、自らの株主を有している。

当該ファンドは自らの課税識別番号を有している。

当該ファンドは独立した確定申告を内国歳入局に提出している。

当該ファンドに関して独立した監査済財務諸表が作成されている。

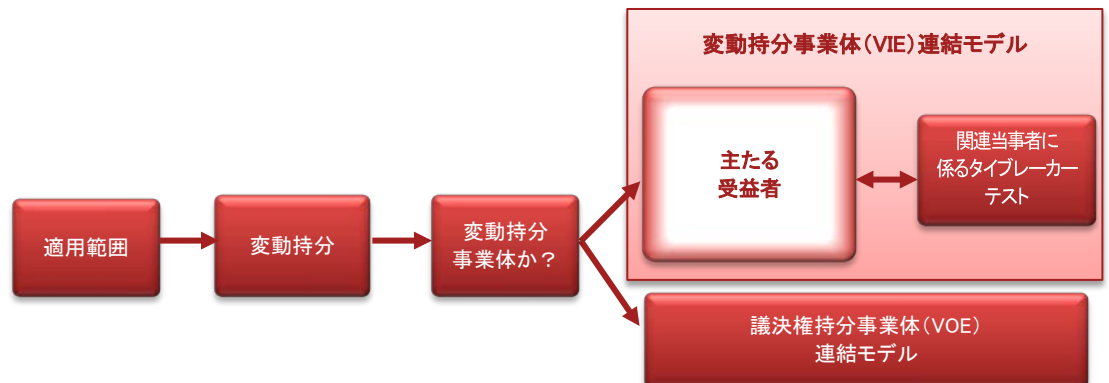
当該ファンドは事実上すべての状況において、投資家保護を目的とする独立した投資会社とみなされている。

#### PwCの見解

アセット・マネージャーは、本ASUによる適用延期措置の削除によって、新たなファンドの設立および最初のシード・キャピタルの提供後に、現行よりも長期にわたって多くのシリーズ型ファンドが連結されることになるという懸念を表明しました。これは、適用延期の対象となるVIEに係る連結の閾値が、本ASUの適用により低下する(「過半数」から「潜在的に重要」に低下する)ためです。FASBは、各シリーズ型ミューチュアル・ファンドを別個の法的事業体と結論付け、各シリーズ型ファンドの株主の権利に焦点を当てることによって、これらのファンドがVOEとみなされると見込んでいます。しかし、本ASUの適用により引き続きVIEに該当するファンドは、現行よりも長期にわたってアセット・マネージャーに連結されることになります。

## 変動持分事業体モデル

### 主たる受益者の判定



.60 VIE の変動持分を有する報告企業は、事業体の経済的業績に最も重要な影響を与える活動を指図するパワー（「パワー」）、および潜在的に重要な便益を受取る権利または潜在的に重要な損失を吸収する義務（「経済性」）の両方を有している場合、その VIE を連結します。

.61 本 ASU では、「経済性」テストの実施方法について、2 点修正しています。一つは、本 ASU では意思決定者への報酬が経済性テストに含まれる状況を低減しています。もう一つは、この経済性テストで関連当事者の持分を検討する際の範囲と、VIE モデルにおいてどのような場合に関連当事者の関係を検討するかについて修正しています。

### 経済性テストにおける意思決定者への報酬に関する取決めの検討

.62 報告企業が経済性テストを満たすかどうかを判断する分析は、定量的なものであるだけでなく定性的なものでもあり、VIE の目的や設計を考慮する必要があります。そのため、現行のガイダンスでは、報告企業の変動持分が潜在的に重要であることを示す明確な境界線はありません。この分析は複雑であり、高度な判断が必要となる場合があります。

#### PwC の見解

報告企業は、本 ASU の適用により、これまで適用延期の対象であった事業体に対して、「パワー」および「経済性」という VIE の支配モデルを適用することになります。経済的持分が「潜在的に重要な」ものかどうかの判定は重要な判断が必要となる領域であり、この判断は発生の蓋然性に基づくものではないため、起こり得るすべてのシナリオを考慮することになります。FASB は、再審議の過程で、経済的持分が潜在的に重要であることを示す新たな境界線の提供を検討しましたが、提供しないことを選択しました。

.63 本 ASU は、経済性テストを適用する報告企業に対して、いくつかの救済措置を提供しています。現行基準では、業績に基づく要素を有する意思決定者への報酬は VIE にとって潜在的に重要であるため、その意思決定者への報酬は、意思決定者に VIE を連結するのに必要な所定のパワーを与える可能性があります。本 ASU は、報酬に関する取決めが市場価値によるものでサービスに見合っている場合、意思決定者に対して、経済性テストを評価する際に報酬に関する取決めを通じて吸収する経済性を無視することを要求しています（「市場価値によるものでサービスに見合っている」の定義については、15 項および 17 項を参照）。



### PwC の見解

本 ASU では、「市場価値によるものでサービスに見合っている」かどうかの評価は、報酬全体について検討されます。報酬に関する取決めの多くは、定額報酬と業績連動報酬の要素を含んでいます。報酬の合計が「市場価値によるものではなくサービスに見合っていない」場合、経済性テストには報酬全体を含める必要があります。市場価値によるものではない、またはサービスに見合っていないと判断された部分の報酬のみを含めるだけでは適切ではないといえます。

.64 報酬に関する取決めを通じた VIE の経済性に対する意思決定者のエクスポージャーは、経済性テストを適用する際に、その取決めが市場価値によるものでサービスに見合っている場合は無視されますが、意思決定者が保有する他の変動持分は考慮する必要があります。さらに、19 項で説明したように、意思決定者を主要な損失リスクにさらす報酬は、「市場価値によるものでサービスに見合っている」かどうかの評価の対象にはならず、また経済性テストにも含まれることとなります。

### PwC の見解

経済性テストにおいて、「市場価値によるものでサービスに見合っている」報酬に関する救済措置は、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分とみなされる場合には、有用なものとはなりません。これは、当該結論が、意思決定者が軽微とはいえない他の変動持分を保有しているという事実によって生じる可能性が高いといえるためです。軽微とはいえない変動持分の存在は、通常、経済性テストにおいて「潜在的に重要な」とみなされます。

引き続き VIE に該当する一部のファンドは、アセット・マネージャーが保有する他の経済的持分の存在を理由に、そのマネージャーにより連結されることが求められる場合があります。適用延期の対象である事業体は、旧 VIE モデルのもとでは、(1) 事業体の予想損失または予想残余利益の過半を吸収する当事者、または (2) 関連当事者に係るタイプレカーテストに基づき「最も密接に関連している」とみなされる当事者のいずれかにより連結されることとなります。「パワー」および「経済性」という VIE モデルでは、より低い経済性の閾値（潜在的に重要）となるため、経済性テストにおいてアセット・マネージャーへの報酬を除外できるにもかかわらず、VIE に該当すると判断された一部のファンドは、連結が求められる可能性があります。

.65 本 ASU は、意思決定者への報酬の形態（例えば、現金または株式に基づく報酬）を区別していません。意思決定者は、「キャリド・インタレスト（繰越成功報酬）」と一般的に呼ばれる、事業体の業績に基づき配分された持分を受け取る場合があります。キャリド・インタレストは、通常、ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドなど、オルタナティブ資産を運用する業界で用いられています。

### PwC の見解

キャリド・インタレストを経済性テストに含めるべきかどうかに関して疑問が提起されています。このキャリド・インタレストは、企業の業績が悪化した場合には、将来の取崩しの対象となる場合があります。キャリド・インタレストが取崩しの対象ではなくなる（すなわち、報酬が具体化する）時まで、経済性テストから除外する必要があると考えられます。ただし、キャリド・インタレストが取崩しの対象でなくなれば、意思決定者が行った直接的な持分投資と変わらないという理由から、経済性テストに含まれることとなります。キャリド・インタレストは、すべてのアセット・マネージャーに対して同時に報酬として具体化するものではありません。アセット・マネージャーがパワーを有していると判断されていると仮定すると、ファンドにおいて具体化した報酬を継続的に再投資しているアセット・マネージャーは、累積した持分が経済性テストの閾値を満たした（すなわち、潜在的に重要となる）時点で当該ファンドを連結する必要があるといえます。

## 経済性テストにおける関連当事者の持分の検討 – 新たな「間接」持分の概念

.66 現行のガイダンスでは、報告企業は最初に単独で、パワーと経済性のテストを実施します。報告企業が単独で両テストを満たさない場合にのみ、報告企業は関連当事者を分析に含めて検討します。その際、関連当事者グループが全体としてパワーと経済性のテストを満たすかどうかの判定において、報告企業とその関連当事者が保有する変動持分全体が考慮されます。

.67 関連当事者の持分は単一の当事者がパワーのテストを満たす多くの場合に検討されるもので、本 ASU ではこの関連当事者の持分を検討する際の順序と範囲についても修正しています。本 ASU は、パワーを有する報告企業が単独で経済性テストを満たすかどうかを分析する際に、関連当事者の持分の検討を求めています。ただし、単一の当事者がパワーのテストを満たさない(すなわち、パワーが共有されている)場合は、関連当事者の検討方法は変わらないことに留意が必要です。

.68 本 ASU では、パワーのテストを満たしている報告企業は、単独で経済性テストを満たすかどうかを判定する際に、VIE に対する自らの間接持分を直接持分に含めることになります。報告企業が関連当事者に対する直接的な経済的持分を有しており、その関連当事者も同じように VIE に対する経済的持分を保有している場合、間接持分が存在します。間接持分は、関連当事者への直接投資を通じた、報告企業の事業体に対する有効な経済的持分を表し、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分に該当するかどうかの分析と整合しています(間接持分に関する算定方法の例は、25 項を参照)。

.69 23 項から 28 項の分析と同様に、報告企業が VIE に対して間接持分を有しているかどうかの判定は、報告企業とその関連当事者との間の関係によって決まることになります。これらの関係は、共通支配下にならない関連当事者と共通支配下にある関連当事者との間で区分する必要があります。

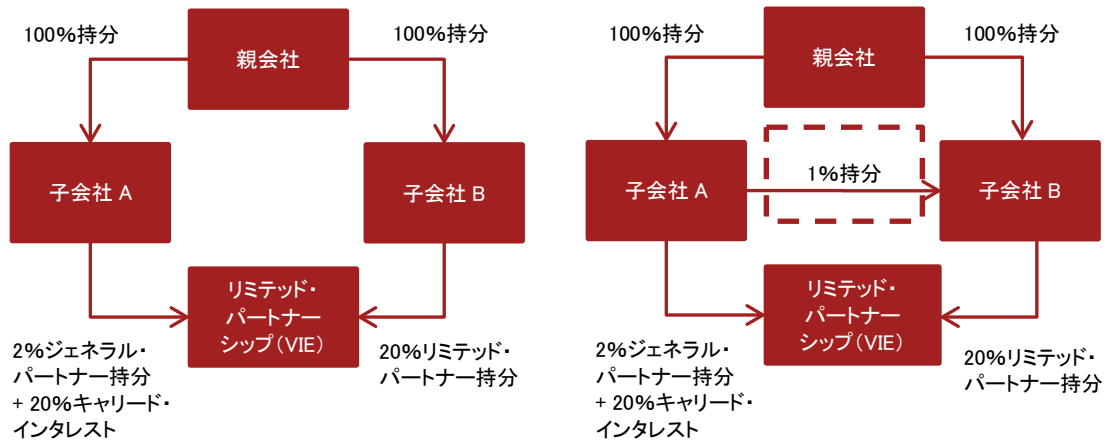
### 共通支配下のない関連当事者

.70 報告企業が共通支配下のない関連当事者に対して変動持分を有しており、その関連当事者が VIE に対して変動持分を有している場合、報告企業は、関連当事者が VIE に対して有する持分の比例的持分を VIE に対する間接持分として扱う必要があります。この分析は、意思決定者への報酬に関する取決めが変動持分かどうかを判定する際に要求される分析と整合しています(間接持分に関する算定方法の例は 25 項を参照)。

### 共通支配下にある関連当事者

.71 報告企業が共通支配下の関連当事者を通じて間接持分を有しているかどうかを判定するテストには 2 種類あります。報告企業が VIE に対して変動持分を有する共通支配下の関連当事者に対する変動持分を有している場合、当該報告企業は、その関連当事者の経済的持分全体を間接持分として扱う必要があります。これに対して、報告企業が関連当事者に対して変動持分を有していない場合、報告企業は共通支配下の関連当事者に対する持分を間接持分として扱う必要はありません。

.72 以下の図表は、この 2 種類の関連当事者が保有する持分を、変動持分テストおよび単独の主たる受益者テストにおいてどのように検討すべきかをまとめたものです。

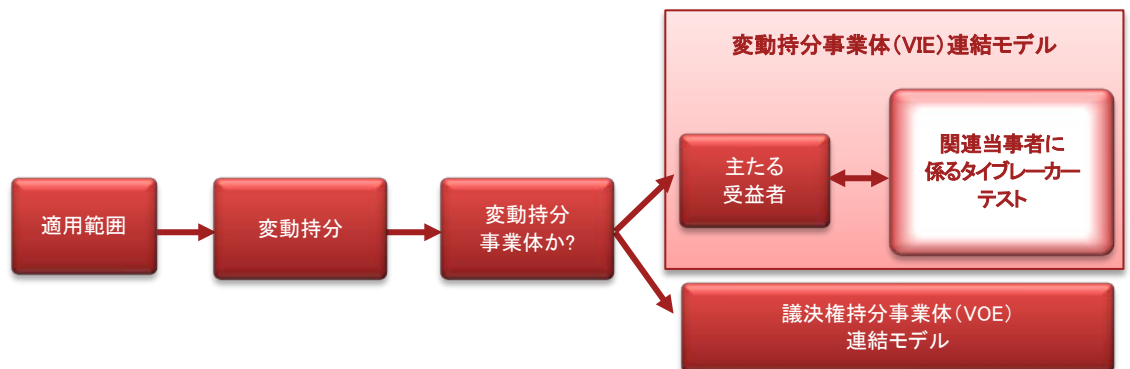


	変動持分 テスト	単独の主たる 受益者テスト		変動持分 テスト	単独の主たる 受益者テスト
間接持分か？	はい、20%	いいえ	間接持分か？	はい、20%	はい、20%
結論	当該報酬は 変動持分に 該当する。	ジェネラル・パートナーは、 単独の主たる受益者には 該当しない。関連当事者に 係るタイブレーカーテスト を適用することになる。	結論	当該報酬は 変動持分に 該当する。	ジェネラル・パートナーは、 単独の主たる受益者として 当該 VIE を連結すること になる。

共通支配下にある関連会社が間接持分を保有している場合、その分析と整合して、関連会社の経済的持分全体を含める必要があります。さらに、意思決定者が従業員持分の一部に対して融資した場合、意思決定者は、この融資を通じた事業体に対する有効な経済的持分を決定して、それを含める必要があります。

.73 ここで検討すべき関連当事者には、ASC 850「関連当事者の開示」で定義されている当事者、および VIE ガイダンス(ASC 810-10-25-43)で「事実上の代理人」とみなされる当事者が含まれます。

#### 関連当事者に係るタイブレーカーテスト



.74 現行のガイダンスでは、報告企業が単独でパワーのテストと経済性テストの両方を満たさない場合は、関連当事者を含めたグループとして両方のテストを満たすかどうかを検討する必要があります。関連当事者グループが主たる受益者として両方の特徴を有している場合、この関連当事者グループのうち事業体と「最も密接に関連している」変動持分保有者を識別するために、「関連当事者に係るタイブレーカーテスト」を実施します。VIE に最も密接に関連している当事者が、当該事業体を連結する当事者となります。

.75 68 項で説明したように、本 ASU は間接持分の概念を導入しています。これは、単一の当事者がパワーのテストを満たす場合、報告企業が単独の主たる受益者かどうかを評価する際に、関連当事者の持分を組み入れることによって、関連当事者の持分の検討を有効に進めるものです。ただし、関連当事者グループが主たる受益者としての特徴を有しているかどうかを評価する際は、すべての変動持分を検討する必要があり、これは現行の実務と整合しています。

.76 本 ASU は、関連当事者に係るタイプレーカーテストの適用を下記の 2 つの状況に制限しています。

- (1) 関連当事者グループ内に一方的なパワーを有する単一の当事者が存在しない場合(すなわち、パワーが共有されている場合)、当該事業体を連結する関連当事者を識別するために、関連当事者に係るタイプレーカーテストを適用する必要がある。
- (2) 関連当事者グループ内に一方的なパワーを有する単一の当事者が存在し、かつ、その関連当事者グループが共通支配下にある場合、当該グループのうち事業体を連結する関連当事者を識別するために、関連当事者に係るタイプレーカーテストを適用する必要がある。

#### PwC の見解

FASB は、関連当事者に係るタイプレーカーテストの適用により、VIE を共通支配下の中間レベル(すなわち、兄弟会社レベル)で連結する必要があるという考えを維持しました。これは、最上位の親会社がそれよりも低いレベルでの連結を避けるために、裁量または恣意的な方法により、関連当事者グループ内で持分を移動させることができるためです。議決権持分モデルでは、報告企業が単独では投資先に対する支配的財務持分を有していない場合には、通常、中間レベルでの連結は求められません。

.77 FASB は、関連当事者に係るタイプレーカーテストの適用を削減するために、76 項で説明した修正を行いました。これは、あまりに多くの事例に対してタイプレーカーテストが適用され、連結により意思決定に有用ではない財務報告がもたらされる場合があるという、関係者からのフィードバックに応えたものです。さらに、報告企業に対して、関連当事者を通じて保有する間接持分を検討した後にタイプレーカーテストの適用を求めることは、事実上、報告企業に 2 つの関連当事者テストを要求することになります。

#### PwC の見解

単一の当事者がパワーを有している場合、どのような場合に共通支配下にある関連当事者にタイプレーカーテストが適用されるのかについて疑問が生じることがあります。本 ASU は、一方的なパワーを有する意思決定者に対して、経済性テストを適用する際に、関連当事者を通じて保有する間接持分を考慮することを要求しています。意思決定者は、VIE との関係が間接持分に相当するためには、VIE の変動持分を有する関連当事者に対して、直接的な変動持分を有していなければなりません。したがって、意思決定者は、自らが VIE の単独の主たる受益者かどうかを判断する際に、関連当事者に対する直接的な変動持分を有していない場合は、共通支配下にある関連当事者の VIE に対する変動持分を考慮しないこととなります。

意思決定者が単独で主たる受益者としての両方の特徴を満たしていない場合は、関連当事者グループが経済性テストを満たすかどうかを判定するために評価を行わなければなりません。このような場合、関連当事者グループが保有する全ての変動持分を検討する必要があります。関連当事者グループが主たる受益者のテストを満たす場合、共通支配下にある関連当事者グループのうち、どの当事者が VIE を連結する必要があるかを決定するために、関連当事者に係るタイプレーカーテストの実施が求められることとなります。関連当事者に係るタイプレーカーテストには、判断やさまざまな要素の検討が求められ、意思決定者ではなく関連当事者が連結を行うという結論となる可能性もあります。

.78 関連当事者グループ内に一方的なパワーを有する単一の当事者が存在し、その関連当事者グループが共通支配下でない場合、関連当事者に係るタイブレーカーテストは適用されなくなります。ただし本 ASU は、VIE の「ほとんどすべて」の活動に、関連当事者グループ内の当事者が関与し、またはその当事者のために行われている場合には、当該当事者が VIE を連結することを要求しています。この要求事項は、意思決定者の経済性の水準とパワーの水準とが整合しないような規定の乱用（すなわち、他の当事者に議決権を留保させる取決め (vote parking arrangements)）を防止することを意図しています。この関連当事者に係るタイブレーカーテストの判定は、リスクにさらされている持分投資が実質的ではない議決権を有する場合における、事業体が VIE に該当するかどうかの判定と整合させることが意図されており、定性的な判定であり、すべての関連する事実および状況を検討する必要があります。

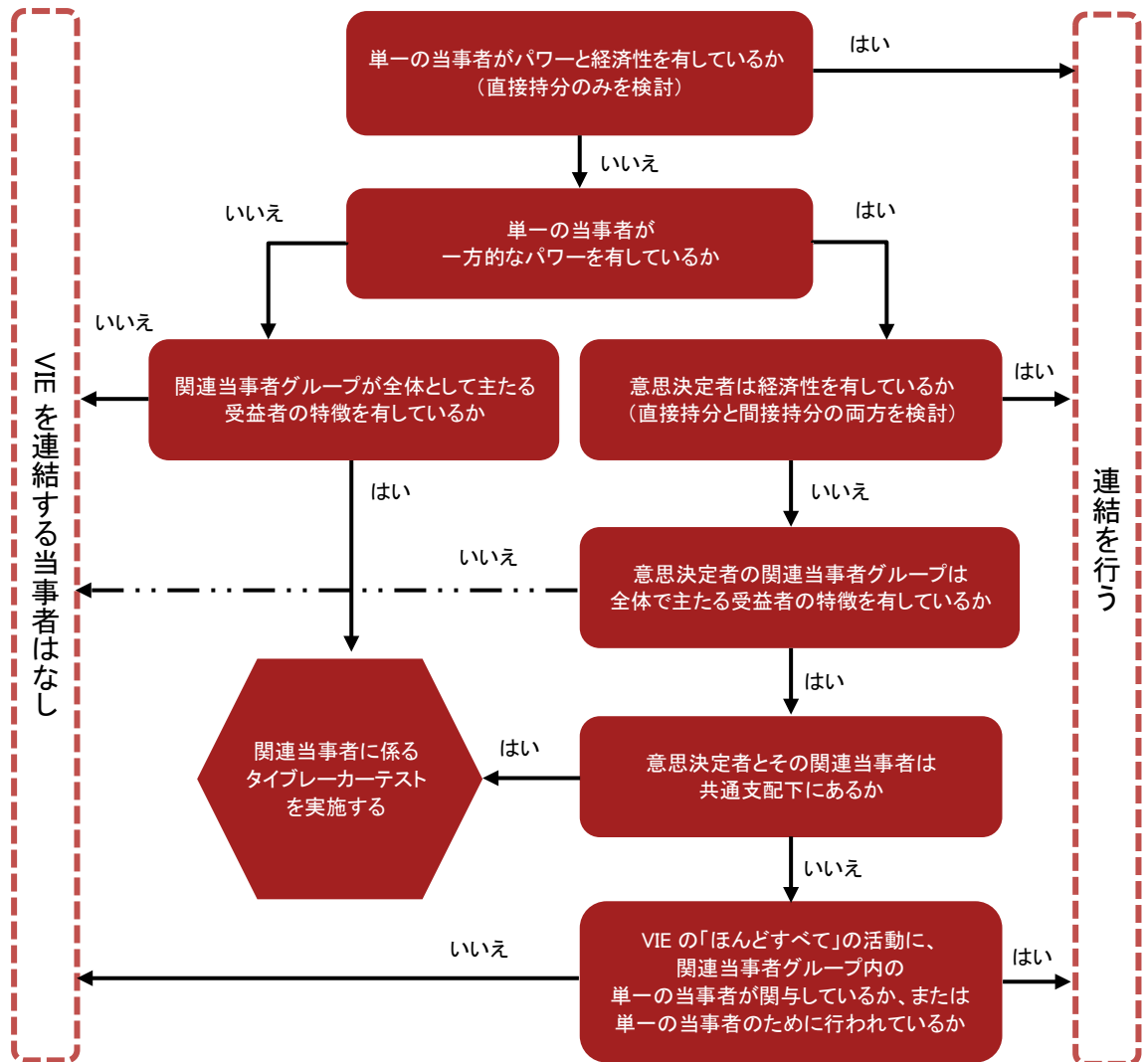
.79 本 ASU は、特に低所得者住宅税額控除 (LIHTC) のパートナーシップに対する投資者について、彼らが事業体の「ほとんどすべて」の活動から経済的便益を得ているかどうかの評価を免除しています。FASB は、投資者がリミテッド・パートナーシップの持分のほとんどすべてを保有している場合、パワーのテストを満たしていないとしても、投資者はこのパートナーシップを連結する必要があることについて懸念を示していました。最近公表された ASU<sup>5</sup>により、適格な低価格住宅プロジェクトの投資者が比例償却法 (proportionate amortization method) を適用できるようになりましたが、この FASB の懸念によりこの適用が弱まることとなります（詳細は、PwC の公表物 Dataline 2014-02「Accounting for investments in qualified affordable housing projects (訳者注: 英文のみ) を参照）

---

<sup>5</sup> [会計基準アップデート\(ASU\)2014-01「投資—持分法およびジョイント・ベンチャー \(Topic 323\) : 適格な低価格住宅プロジェクトへの投資の会計処理」](#)



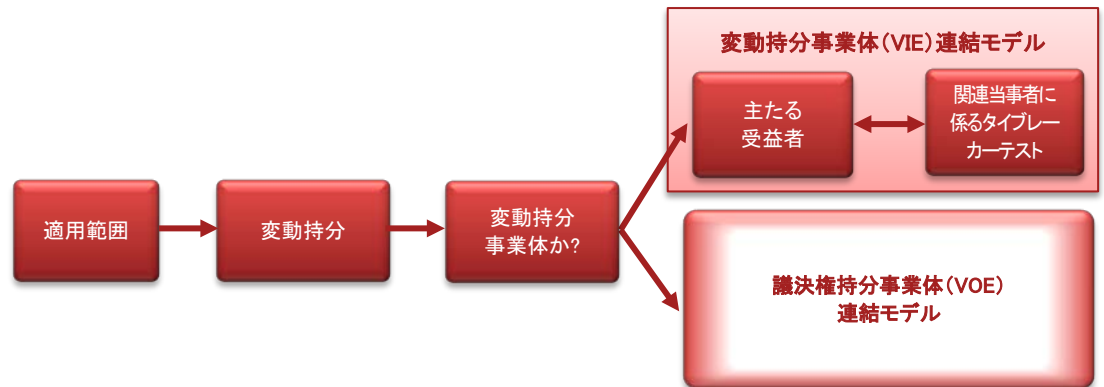
.80 関連当事者に対して適用される分析を、下記に例示しています。



**PwC の見解**

現行のガイダンスでは、パワーのテストを満たす単一の当事者が存在する場合、関連当事者に係るタイブレーカーテストの適用に際しては慎重に評価する必要があります。タイブレーカーテストが適用される新たな状況、および間接持分という新たな概念の導入により、特定の事案において、異なる連結の結論に達する可能性があります。

## 議決権持分モデル



### すべての事業体に対する単一の議決権持分モデルの導入

.81 本 ASU は、事業体の統治構造の法的形態にかかわらず、すべての議決権持分事業体に対して単一のモデルを導入しています。この単一の議決権持分モデルでは、相対的な議決権に焦点を当てるとともに、その他の権利(非支配持分株主による通常の過程における営業上または財務上の決定への参加を可能にする権利)について検討することになります。このような議決権は解任権または参加権の形態をとる場合もあります。この議決権持分モデルでは、このような権利を欠いている場合、過半数の投資者が事業体を一方的に支配し、当該事業体を連結することが見込まれます。

.82 本 ASU は、単一モデルの導入にあたり、リミテッド・パートナーシップや類似した事業体に特有の議決権持分モデル(ASC 810-20、旧 EITF 04-5 を参照)を削除しています。そのガイダンスは、事実上、リスクにさらされている持分投資が意思決定権を有しているかどうかを評価する際の VIE の判定に組み込まれています(36 項から 42 項を参照)。さらに、この議決権持分モデルでは、ジェネラル・パートナーはリミテッド・パートナーを一方的に支配するという反証可能な推定が削除されています。

.83 また本 ASU は、他のリミテッド・パートナーが実質的な参加権を保有していない場合、議決権持分モデルにおいて、解任権を行使する単一の投資者の能力(例えば、過半数の解任権を保有するリミテッド・パートナー)はその保有者に一方的な支配を与える可能性があることを明確化しています。したがって、修正された議決権持分モデルでは、解任権を有する投資者は事業体を連結する必要がある可能性があります。これは、現行の実務を変更するものです。現行の実務では、通常、解任権を有する単一の当事者は、議決権持分事業体に該当するパートナーシップに対する持分について、連結ではなく、持分法で会計処理します。

#### PwC の見解

この修正は、事実上、議決権持分モデルでは、実質的な解任権または参加権が存在するため、ジェネラル・パートナーはリミテッド・パートナーシップを連結しないことを意味します。

さらに、参加権を一方的に行使する能力は、単一の当事者が有する解任権と異なり、他の権利がなければ、リミテッド・パートナーに支配を与えることにはなりません。参加権は、保有者にパワーを与えるのではなく、パワーを有している当事者がそのパワーを行使することを阻止するだけのものです(すなわち、通常の事業過程で行われる決定を指図する能力とは対照的に、決定を拒否する能力を保有者に与えるものです)。

## 比例連結

.84 採掘業界(例えば、石油およびガスの探査・生産)および建設業界における法人格のない事業体に対する投資者のみが、持分法ではなく比例連結を適用することができます。

比例連結は、投資者に対して、総額ベースで投資先の資産、負債、収益、および費用の比例的持分を反映させることを要求しています。本 ASU では、議決権持分事業体に該当するリミテッド・パートナーシップや類似した事業体に対する別個の連結モデルは削除されていますが、このモデルにおけるこれまでの例外規定は維持されています。したがって、ジェネラル・パートナーは、事業体を連結して非支配持分を反映させるのではなく、引き続き比例連結を適用することができます。

## 開示

.85 本 ASU は、VIE または VOE に対する、現行の開示に係る要求事項は修正していません。FASB の一部のボードメンバーは、再審議の過程で、変動持分事業体に関する現行の開示が過度であり財務諸表の利用者にとって有用でない場合があるという、一部の利害関係者の懸念を認識しました。しかし、VIE に対する現行の開示に関する再検討は、本プロジェクトの適用範囲に含めませんでした。

.86 ただし、本 ASU は、マネー・マーケット・ファンドに財務的支援を提供するという明示的な取決めを有している報告企業に対して、新たな開示を要求しています。さらに、報告企業が財務諸表に表示される損益計算書の期間に財務支援を提供している場合には、開示を行う必要があるといえます。下記は、本 ASU に記載されている財務支援の形態の例を示すもので、これらは報告企業の財務諸表の注記で開示する必要があります。

- マネー・マーケット・ファンドに対する資本拋出
- スタンドバイ信用状(L/C)
- 元利保証
- 償却原価で測定される問題のある購入証券に関する契約
- 管理手数料を含む報酬の権利放棄

### PwC の見解

マネー・マーケット・ファンドのスポンサーは、ファンドの業績を同業者グループと比べて高めることのみを目的に、管理手数料の一部の権利を放棄することがあります。マネー・マーケット・ファンドのスポンサーに対する開示に係る要求事項は、スポンサーが上記の支援を含む、何らかの形態の支援を行った場合に、その目的や意図にかかわらず適用されます。このような開示は、スポンサーが提供した支援が、ファンドの「額面割れ」を阻止するために必要であったという状況のみに限定すべきではありません。マネー・マーケット・ファンドの規則や投資会社のガイダンスにおける他の要求事項により、類似した開示をすでに行っている場合もあります。

## 発効日および経過措置

.87 本 ASU は、公開会社については、2015 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度（および当該事業年度における期中報告期間）から適用されます。非公開会社については、2016 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および 2017 年 12 月 15 日より後に開始する期中報告期間から適用する必要があります。早期適用も認められます。

.88 報告企業は、期中報告期間にこの修正を早期適用することができ、修正遡及または完全遡及の方法でこの修正を適用することが求められます。報告企業が期中報告期間に修正遡及の方法で本 ASU を適用する場合は、適用した事業年度の期首時点でその調整を反映させる必要があります。報告企業が完全遡及の方法で本 ASU を適用する場合、表示される最も早い比較期間の期首時点でその調整を反映させる必要があります。

### PwC の見解

本 ASU の早期適用を検討している企業は、分析のアップデートに必要な作業およびシステムや統制に関して必要となる可能性のある変更を過小評価すべきではありません。さらに、関連する内部統制の評価およびテストが必要となる可能性があります。

.89 経過措置は、ASU2009-17「連結」に含まれているものと概ね整合するよう意図されています。当該経過措置の概要は以下のとおりです。

- 本 ASU の適用により初めて連結される事業体は、このガイダンスをこれまでずっと適用してきたかのように帳簿価額を算定し、それに基づき資産および負債を適用日時点で認識することになります。当該事業体の個別の資産および負債の帳簿価額を算定することが実務上可能ではない場合は、適用日時点の公正価値を用いることになります。さらに、報告企業は、事業体のすべての適格な資産および負債に適用することを条件に、事業体ごとに公正価値オプションを選択することができます。
- 本 ASU の適用時に連結が中止される事業体は、このガイダンスをこれまでずっと適用してきたかのように、保有持分の帳簿価額を算定する必要があります。当該事業体の保有持分の帳簿価額を算定することが実務上可能ではない場合は、適用日時点の保有持分の公正価値を用いることができます。
- 報告企業の貸借対照表に追加された、または除外された事業体の資産および負債の純額と、これまでの保有持分または残存持分との間の差額は、累積的影響額の修正として、利益剰余金に計上する必要があります。

### PwC の見解

報告企業が本 ASU の適用前に新たな取引を締結している場合は、この新たなガイダンスにおける連結の結論を検討する必要があります。

## お問い合わせ

本資料に関してご質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.